

## 【群馬県】医療措置協定の締結内容一覧（病院）

R7.12.25時点

51	(医)橘会上之原病院									○	○
52	群栄会田中病院	○	○	○	○	○	○	○		○	○
53	北関東循環器病院	○	○	○	○	○	○	○		○	○
54	独立行政法人国立病院機構渋川医療センター	○	○	○	○	○	○	○			○
55	公立藤岡総合病院	○	○	○	○	○	○	○			○
56	藤岡市国民健康保険鬼石病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
57	(医)育生会篠塚病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
58	光病院	○	○	○				○	○	○	○
59	(医社)三思会くすの木病院	○	○	○				○	○	○	○
60	西毛病院		○					○	○		○
61	下仁田厚生病院	○	○	○				○	○		○
62	公立富岡総合病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
63	公立七日市病院		○			○		○		○	○
64	(公社)群馬県医師会群馬リハビリテーション病院		○			○	○	○	○	○	○
65	田島病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
66	吾妻さくら病院	○	○	○	○	○		○		○	○
67	吾妻広域町村圏振興整備組合立中之条病院										○
68	原町赤十字病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
69	草津こまくさ病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70	西吾妻福祉病院	○	○	○	○	○		○			
71	独立行政法人国立病院機構沼田病院	○	○	○	○	○	○	○		○	○
72	利根中央病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
73	(医社)ほたか会群馬バース病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
74	(医)バテラ会月夜野病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
75	上牧温泉病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
76	沼田脳神経外科循環器科病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
77	内田病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
78	伊勢崎市民病院	○	○	○	○	○	○	○			○
79	大島病院	○	○	○	○	○	○	○		○	○
80	公益財団法人脳血管研究所美原記念病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
81	伊勢崎福島病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
82	一般社団法人伊勢崎佐波医師会病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
83	群馬県立精神医療センター	○		○	○		○	○			○
84	鶴谷病院	○	○		○			○		○	○
85	(医)原病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
86	角田病院	○	○		○	○		○	○	○	○
87	(医)石井会石井病院	○	○		○			○		○	○
88	せせらぎ病院	○	○	○	○	○		○		○	○
89	桐生厚生総合病院	○	○	○	○	○	○	○			○
90	(医)岸会岸病院	○	○		○	○	○	○	○	○	○
91	岩下病院	○	○	○	○	○	○	○		○	○
92	医療法人社団全仁会高木病院	○	○	○	○	○		○			
93	大和病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
94	(医社)三思会東邦病院	○	○		○	○	○	○	○		○
95	療育センターさぼう					○	○	○	○		
96	(医社)東郷会恵愛堂病院	○	○		○	○	○	○	○	○	○
97	みどり病院		○			○	○	○	○	○	○
98	日新病院		○			○		○		○	○
99	群馬県立がんセンター	○	○	○	○	○	○	○			○

100	S U B A R U健康保険組合太田記念病院	○	○	○	○	○	○	○				○
101	本島総合病院	○	○		○			○	○		○	○
102	三枚橋病院										○	○
103	堀江病院	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
104	医療法人財団明理会イムス太田中央総合病院		○			○	○	○	○	○	○	○
105	富士ヶ丘病院											○
106	(医)慶仁会城山病院		○			○	○	○	○		○	○
107	宏愛会第一病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
108	公立館林厚生病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
109	つついメンタルホスピタル	○			○							○
110	館林記念病院	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
111	医療法人社団醫光会おうら病院	○	○	○	○	○		○		○	○	○
112	(医)徹裕会峰谷病院		○			○		○			○	○
113	(医)海宝会明和セントラル病院		○			○	○	○	○	○	○	○
	合計	86	102	58	86	81	69	100	88	63	83	94
												47

■第一種協定指定医療機関：病床の確保を行う医療機関

■第二種協定指定医療機関：発熱外来の実施又は自宅療養者等への医療の提供を行う医療機関

■自宅療養者等への医療提供：自宅・宿泊施設療養者及び高齢者・障害者施設に対して、往診、オンライン診療、健康観察対応

■後方支援：回復患者の転院受入又は病床確保する医療機関に代わっての一般患者の受入

■人材派遣：医師、看護師、その他職種（業務調整員等）を派遣

■流行初期：新型インフルエンザ等感染症等の発生の大臣公表後から3か月程度の期間

■流行初期以降：流行初期期間経過後から3か月程度（大臣公表後から6か月程度）の期間